

＜知りたい「高額介護合算療養費制度」＞

FPネットワーク神奈川会員 高木由美子

高額になる医療費と介護費の負担。そんな両方の費用を合算して負担を軽減することができる「高額介護合算療養費制度」をご存知ですか？この制度は、申請をすると自己負担限度額を超えた額の払い戻しを受けることができます。申請することが必要ですので、この制度の内容と申請の方法を詳しく解説していきます。

■高額介護合算療養費制度とは

1か月の医療費や介護費の負担額が、自己負担限度額を超えた場合に払い戻してくれる制度として「高額療養費制度」と「高額介護サービス費制度」があります。「高額療養費制度」はご存知の方も多いと思いますが、「高額介護サービス費制度」は、たとえば課税所得380万円未満の人は世帯合計の自己負担額が44,400円を超えた部分は払い戻されます。これら2つの制度を使っても、医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担額が高額になった場合に適用されるのが「高額介護合算療養費制度」です。医療費と介護費の1年間の自己負担額が、設定された自己負担限度額を超えた分を払い戻してくれます。

■高額介護合算療養費制度の利用要件は？

以下の要件にあてはまる場合に制度を利用することができます。

- ① 医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療）と介護保険の両方に自己負担がある世帯が対象
- ② 世帯内の同一の医療保険に加入している人については合算することができる。
同じ世帯の家族でも同一の医療保険に加入していないと合算の対象にならない。
- ③ 算定期間 8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担合算額が各所得区分に設定された限度額を超えた世帯が対象
- ④ 1年間の限度額より501円以上払った場合に払い戻しを受けることができる。
- ⑤ 申請期間は基準日の7月31日の翌日を起算日として2年間
- ⑥ 高額療養費、高額介護サービス費等で還付された金額、入院時の食事代や差額ベッド代、福祉用具購入費などは対象外

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

Web <https://www.fpnk.org/>

カルチャークラブ

■年間の自己負担限度額は？

自己負担限度額は所得や年齢によって細かく設定されています。

【高額介護合算療養費の限度額（年額）】

所得区分	75歳以上	70～74歳	70歳未満
	介護保険＋ 後期高齢者医療	介護保険＋ 被用者保険または国民健康保険	
年収約1,160万円～	212万円	212万円	212万円
年収約770～約1,160万円	141万円	141万円	141万円
年収約370～約770万円	67万円	67万円	67万円
～年収約370万円	56万円	56万円	60万円
市町村民税世帯非課税等	31万円	31万円	34万円
市町村民税世帯非課税等 (年金収入80万円以下等)	19万円(注)	19万円(注)	

(注) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

(厚生労働省 高額介護合算療養費制度概要より)

■手続き方法は？

①介護保険の窓口で申請

介護保険の窓口(市区町村)で、「高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出し、「自己負担額証明書」を交付してもらう。

②医療保険の窓口で申請

介護保険の窓口で交付された「自己負担額証明書」を添えて加入する医療保険の窓口で支給申請をする。

途中で保険が変わった場合は、以前の保険者から「自己負担額証明書」を発行してもらい、申請書に添える。

③介護保険・医療保険のそれから支払われる。

医療保険者(市区町村や健康保険組合等)と介護保険者(市区町村)から、自己負担額の比率によって按分計算されて各々から支払われる。

マイナンバーカード、介護保険証、通帳等の振込先がわかるもの等が必要になります。事前に確認しておきましょう。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

Web <https://www.fpnk.org/>

カルチャークラブ

■注意していただきたいこと

国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人で、この制度が適用される可能性のある人には、市区町村から申請に関する通知が送付される場合が多いようです。その場合は通知に沿って申請をしてください。郵送で申請ができるなど手続きが簡略化されます。

ただし、健康保険組合や協会健保に加入している人、市町村を超えて転居した人、医療保険制度が途中で変わった人などは、合計金額が計算できないため通知が送付されません。自己負担額を超えそうな場合や、不明な場合は市区町村の窓口に問い合わせてみましょう。

■最後に

医療費や介護費はだれでも避けて通れない支出です。補助してくれる制度があっても知らなかったり、知っていても申請をしないと受け取ることができないものもあります。家計負担を軽減できる制度ですので「高額介護合算療養費制度」は是非覚えておきましょう。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

Web <https://www.fpnk.org/>